

平成30年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第23号 平成30年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第24号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第25号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第26号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第28号 平成30年度美郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	高 橋 薫 君	企画財政課長	本 間 和 彦 君
税 務 課 長	齊 藤 敦 子 君	住民生活課長	小 原 隆 昇 君
福祉保健課長	高 橋 久 也 君	農 政 課 長	高 橋 穰 君

商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第23号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第23号 平成30年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

はじめに、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（本間和彦君） それでは、はじめに平成30年度一般会計当初予算の概要について説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております平成30年度一般会計当初予算説明資料をごらんいただきたいと思います。A4判縦長の左とじのものでございます。こちらでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算規模は113億1,389万2,000円でございます。前年度と比較いたしまして、額にして4億7,093万9,000円、率にして4.3%の増となっております。

歳入の構成についてでございますが、町税などの自主財源が24.0%、地方交付税や町債などの依存財源が76.0%となっております。自主財源の比率は前年度との比較で2.1ポイント増加しております。これは町税や繰入金が増などによるものでございます。

続きまして、主な歳入についてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

まず、町税でございますが、町民税におきまして29年産米の概算金に伴う農業所得の増などを見込み、前年度当初との比較で6.0%の増を見込んでいるほか、軽自動車税についても増額を見込み、計上しております。町税全体で前年度との比較で2.3%の増としてございます。

続きまして、地方交付税でございますが、国の平成30年度地方財政計画では出口ベースでの総額が前年度比2.0%の減となっております。これを基準といたしまして、当町が普通交付税の一本算定に向けて平成27年度から漸減が開始していること、基準財政需要額の算定の基礎数値であ

ります起債の元利償還金や町内小中学校の児童・生徒数の増減等の個別事情を勘案しまして、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度当初との比較で0.2%の減としてございます。当初予算といたしましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し、計上してございます。

続きまして、使用料及び手数料でございますが、町営住宅における1戸当たりの平均住宅使用料の減額やこども園の園児数の減少等に伴うこども園使用料の減額などから、全体で5.2%の減となっております。

続きまして、繰入金でございますが、前年度との比較で振興基金からの繰入金は3,000万円、ふるさと納税を財源とするふるさと美郷子ども育成基金からは270万円余り、公共施設整備基金からは2,000万円をそれぞれ増額を計上してございます。これらの基金に新設の薬用植物栽培推進基金を含め各基金の設置目的の達成に向けて積極的に事業を展開してまいります。また、減債基金を財源としまして町債の繰り上げ償還を実施し、引き続きプライマリーバランスに配慮するなど財政健全化に努めることとしております。

繰入金は前年度との比較で96.7%の増となっております。

続きまして、町債でございますが、計上しております起債全てが、その償還に対し、交付税算入される有利性を有してございまして、積極的に事業充当することとしております。前年度との比較で6.5%の増でございます。

なお、臨時財政対策債は起債しないこととしてございます。

次に、歳出における主な款別予算の増減についてご説明申し上げます。資料の3ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、コミュニティセンターの施設改修工事の740万円程度の減、及び情報システム強化費における庁内ネットワーク機器更新の完了による2,100万円程度の減などから前年度との比較で4,393万6,000円、3.7%の減となっております。

続きまして、農林水産業費でございますが、圃場整備事業支援事業の1億3,500万円程度の増や戦略作物の産地拡大や認定農業者等の農業経営を支援する農林漁業振興対策支援事業の増などにより前年度との比較で2億235万6,000円、22.3%の増となっております。

続きまして、商工費でございますが、大台野広場施設整備事業の620万円程度の減、及び清水周辺環境整備事業の1,500万円程度の減などにより前年度との比較で3,665万円、8.5%の減となっております。

続きまして、消防費でございますが、平成30年度完成を予定しております六郷地区防火水道管

更新事業の5,000万円程度の増に加え、大曲仙北広域市町村圏組合への負担金2,600万円程度の増などにより6,987万7,000円、12.3%の増となっております。

教育費につきましては、小中学校における英語教育やプログラミング教育等の授業効率の向上を目指し、タブレット端末等の関連機器の導入や関連施設の整備を実施する経費といたしまして3,200万円程度の増、総合体育館リリオスや弓道場などの施設改修事業の6,500万円程度の増、また公民館改修工事の主要箇所完了による9,100万円程度の減などにより3,854万3,000円、3.1%の増となっております。

次に、歳出における主な性質別の増減についてご説明を申し上げます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、4番の補助費等でございますが、大仙美郷環境事業組合負担金の3,300万円程度の減、秋田県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の2,200万円程度の減、広域の介護保険事業組合への1,800万円程度の減などによりまして前年度と比較で4,043万5,000円、1.6%の減となっております。

次に、5番の普通建設事業費でございます。圃場整備事業支援事業におきまして1億3,500万円程度の増、社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化対策事業の3,600万円の増、及び社会体育施設環境整備事業の6,500万円程度の増により前年度との比較で2億3,249万1,000円、19.7%の増となっております。

続きまして、7番の公債費でございますが、前年度との比較で1億5,256万1,000円、13.3%の増となっておりますが、増額の理由は2億1,460万円の繰り上げ償還を計上したことによるものでございます。繰り上げ償還分を除く通常償還分の前年度比較では4,481万2,000円、4.2%の減となっております。これはこれまで継続的に取り組んでまいりましたプライマリーバランスを重視した起債額の抑制と財政健全化に向けた町債の繰り上げ償還によるものでございます。

次に、繰出金でございます。水道事業会計への繰出金が8,600万円程度の増となっております。4特別会計につきましては、それぞれ減額となっております、トータルでは5,415万9,000円、8.6%の増となっております。

歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費でございますが、その総額が歳出全体に占める割合は35.3%でございます。前年度数値が35.2%でございますので、0.1ポイント増加してございます。

以上、歳入歳出の概要を説明いたしました。

続きまして、第2表債務負担行為と第3表地方債についてご説明をいたします。平成30年度歳

入歳出予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。予算書のほうをお願いします。

8ページの第2表債務負担行為でございます。上の1段目から4段目までの各施設の管理費でございますが、施設の指定管理者が選定されたことにより、次年度以降の管理費について債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、上から5段目以降でございますが、美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度及び美郷町中小企業創業資金融資制度の各利子補給につきましては、平成30年度貸付予定分の利子について、平成32年度までの利子補給するため、次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、次のページ、第3表地方債をごらんいただきたいと思います。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合併特例債、過疎対策事業債、及び緊急防災・減災事業債で合計11億9,900万円を限度額としてございます。

詳細につきましては、歳入で説明をさせていただきたいと存じます。

平成30年度一般会計予算の概要説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 歳入について……（発言者あり）企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいま説明をさせていただきましたが、一部誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

最後の第3表地方債でございますが、合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債で合計11億990万円を限度額としてございます。990万円ではなく「9,900万円」と間違えて説明をさせていただきましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 歳入について、税務課長から順次説明を求めます。

○税務課長（齊藤敦子君） それでは、予算書の11ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款町税は総額で14億1,679万3,000円で、平成29年度より3,250万1,000円増額となっております。

次に、14ページ・15ページをお願いいたします。

1款1項町民税1目個人では、主として平成29年中の農業所得の増額及び景気の回復傾向に伴う給与所得の増額を見込み、2,986万7,000円の増額となっております。

2目法人につきましては、平成28年度から平成29年度の申告納税額及び県内経済状況をもとに推計し、410万4,000円の増額となっております。

2項1目固定資産税につきましては、地価の下落が見られることから340万3,000円の減額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、単価改定により36万4,000円の増額となっております。

3項1目軽自動車税につきましては、平成28年度からの税率改定により、引き続き増額を見込んでおり、237万1,000円の増額となっております。

16ページ・17ページをお願いいたします。

4項1目町たばこ税につきましては、平成28年度から平成29年度の実績をもとに推計し、72万7,000円の減額となっております。

5項1目入湯税につきましては、平成28年度から平成29年度の実績をもとに推計し、7万5,000円の減額となっております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、2款地方譲与税から20ページ・21ページの10款交通安全対策特別交付金につきましては、一括して説明をさせていただきます。

各交付金等につきましては、国・県の動向を踏まえるとともに、これまでの交付実績の推移などを参考に計上してございます。2款から10款までの合計で前年度と比較し、1,473万1,000円、0.3%の増としてございます。

なお、9款地方交付税でございますが、平成30年度地方財政計画を参考とし、また当町の個別要素などを勘案し、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度と比較し、1,236万9,000円、0.2%の減としてございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、11款1項1目民生費負担金でございます。1節は養護老人ホームに入所されている方、6施設17名分の自己負担分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目教育費負担金は、小学校、中学校の学校災害共済の保護者負担金で、1人当たり500円、小学生は731名分、中学生は427名分を計上してございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページをお願いします。

12款1項1目1節行政財産目的外使用料ですが、役場、観光施設、公民館等の教育施設に設置している自動販売機の設置料、役場南行政センターに設置していますATMの設置料、中央南行政センターに設置してます携帯用アンテナ設置使用料、または旧自転車競技場の管理棟の使用料、また電力柱・電話柱などの土地使用料を計上しております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の2目1節中央ふれあい館使用料でございますが、浴場使用料でございます、実績をもとに計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節こども園使用料でございますが、こども園は保育部分460名、教育部分80名、合わせて540名分を計上してございます。広域入所給付金は他自治体からの給付金

で20名分を見込んでございます。延長保育事業利用料はこども園3園でそれぞれ延べ400時間、一時保育事業利用料につきましては、同じく3園でそれぞれ延べ200日程度を見込んで計上してございます。また、こども園使用料滞納繰越分、延長保育事業利用料滞納繰越分、一時保育事業利用料滞納繰越分は存置でございます。

次に、3節放課後児童健全育成事業利用料についてご説明いたします。放課後児童クラブ利用料でございまして、1カ月3,000円、262名分を見込んでございます。また、滞納繰越分は存置でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3目1節環境衛生手数料でございしますが、町民の方の斎場の利用料でございします。前年度実績を勘案し、計上してございます。2節行政財産目的外使用料でございしますが、墓地公園内の電柱敷地利用料でございします。

○建設課長（木村英彰君） 4目1節は、あったか山グラウンドゴルフ場使用料としまして5,000人の利用を見込んでおります。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 24ページ・25ページ上段をお願いいたします。

5目商工使用料でございしますが、千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあい広場、仙南雁の里山本公園等の施設使用料を実績をもとに計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 6目1節住宅使用料の現年分でございしますが、町営住宅189戸と駐車場154台分を計上しております。滞納繰越分は総額の4%を見込んでおります。2節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料でございします。3節公園使用料は存置でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の7目1節社会教育使用料及び2節社会体育使用料でございしますが、社会教育施設7施設と社会体育施設8施設の使用料を実績をもとに計上してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 26・27ページをお開きいただきます。

2項1目1節戸籍手数料は、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等の発行手数料で前年度実績を勘案して計上してございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 2節事務手数料及び3節督促手数料につきましては、平成29年度実績見込みをもとに計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2目1節生活環境手数料でございしますが、墓地公園125件分の管理手数料、そのほか墓地に係る手数料を存置計上してございます。犬登録関係手数料も計上してございます。2節清掃手数料は、一般廃棄物処理業の許可に係る手数料として10業者、従業員58名分、ごみ処理手数料は有料ごみ袋、粗大ごみ収集券の売り払い代金につきましては、前年度実績を

もとに計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、3目商工手数料でございますが、いずれも存置項目でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、13款1項1目の民生費国庫負担金ですけれども、1節社会福祉費負担金は国保一般分の低所得者層を抱えます保険者を支援するための保険基盤安定負担金で、国負担分2分の1分を計上しております。

次の28・29ページ上段右側をごらんください。

2節障害者福祉費負担金は障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分、いずれも2分の1分を計上しております。3節養育医療費国庫負担金は1歳までの未熟児の医療費に助成する分の国庫負担金分、これも2分の1分を計上しております。それから、4節児童手当に対する国分の負担金分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 5節児童福祉費負担金でございますが、他自治体の認定こども園等へ保育業務を委託した場合の費用に対する国庫補助金でございますが、16名分を見込んでおり、負担率は基準額の2分の1でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 中段でございます。2項国庫補助金1目1節総務費補助金でございますが、個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバー制度に係る地方公共団体情報システム機構への支出について、全額国庫補助となりますので計上したものでございます。

なお、同額を歳出予算へも計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく地方創生推進交付金でございますが、美郷をつくる・美郷びと育成プログラム事業に対する補助金でございますが、補助率は2分の1でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の2目民生費国庫補助金の1節障害者福祉費補助金ですが、訪問入浴や日中一時支援事業などの障害者の地域生活支援事業を実施するための補助金で、事業費の2分の1分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節児童福祉費補助金でございますが、放課後児童クラブの運営費やこども園への看護師配置などに係る経費、子ども・子育て支援事業に対する補助金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の3節社会福祉費補助金ですが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用で、国補助分2分の1分を計上しております。次の30・31ページ右側になります。保健衛生費補助金ですけれども、国が進めます乳がん子宮がん検診に対する国補助分でございます。

○建設課長（木村英彰君） 済みません。28ページ・29ページの下段にお戻りください。

3目1節環境衛生費補助金でございますが、合併浄化槽70基に対する国庫補助分3分の1分を見込んでおります。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページをお願いします。

4目1節林業費補助金ですが、町有林仏沢地区の搬出間伐及び森林作業道に対する補助金で、補助率はおおむね事業費の66%となっております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の2節農山漁村振興交付金でございますが、農業と観光の連携による活性化のために取り組んでおります佐藤家蔵移築工事及び坂本東嶽邸改修工事に対する交付金ございまして、基準額に基づいた交付額でございます。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節道路新設改良費補助金ですが、幹線道路改修、歩道工事、橋梁補修、それから舗装補修、それから除雪機械の購入に対する社会資本整備総合交付金事業でございまして、事業費の62%、除雪機械については3分の2の補助交付率を見込んでおります。次に、2節住宅管理費補助金ですが、公営住宅法に基づく家賃軽減に対する交付金及び一般住宅の耐震診断及び耐震改修に対する交付金でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 6目教育費国庫補助金でございますが、1節及び2節は就学援助費補助金の存置計上でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の3節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る補助金ございまして、事業費の2分の1を計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、7目商工費国庫補助金1節東北観光復興対策交付金でございますが、美郷町、大仙市、仙北市が共同で「みずほの里ロード」を中心としたインバウンドサイクリングコース整備の交付金で補助率は10分の8でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 下段でございます。3項委託金1目1節総務管理費委託金でございますが、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

次に32・33ページをお開きください。

2節戸籍住民基本台帳費委託金でございますが、在留外国人の各種の届け出に係る委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の1節児童福祉費委託金ですけれども、心身に障害を持つ児童を養育する保護者に支給する特別児童扶養手当に関する事務費の国補助分10分の10でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2節国民年金事務委託金は国民年金の届け出、保険料免除等の事

務に係る国からの委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の、3目1節の保健衛生費委託金は大気汚染の影響調査のため国から委託を受けている業務の委託金でございます。10分の10でございます。

続いて、14款1項1目民生費県負担金ですけれども、1節の社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金は、負担金2件は国民健康保険の税軽減分と低所得者層の支援に対する県負担分の計上分、4分の3分でございます。次の3行目の保険基盤安定は後期高齢者医療の税軽減分の県負担分の計上で4分の3分でございます。4行目は民生児童委員協議会に対する県からの負担金でございます。次の2節障害者福祉費負担金ですが、障害者総合支援法に基づく給付費の県負担分4分の1分を計上しております。次の3節養育医療費県負担金は未熟児医療費の県負担分4分の1分を計上しております。次の4節児童手当県負担金は児童手当に対する県負担分でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 次のページをお開きください。

5節児童福祉費負担金でございますが、他自治体の認定こども園等へ保育業務を委託する際の県負担分でございます。16名分、負担率は基準額の4分の1でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、同じく2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、乗り合いバス運行に対する補助金で平成29年度実績を踏まえまして計上してまいります。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の、14款2項2目民生費補助金ですけれども、1節の障害者福祉費補助金は訪問入浴や日中一時支援などの地域生活支援事業費の補助金分で、県補助金分4分の1分を計上しております。下のすこやか療育支援事業費補助金は児童発達支援サービスの利用分で県負担分2分の1を計上しております。2節高齢者福祉費補助金は老人クラブへの県からの補助金分でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3節児童福祉費補助金でございます。すこやか子育て支援事業費補助金は保護者の経済的負担を軽減するために認定こども園使用料に対して行われる補助金でございます。また、平成30年4月2日から第3子以降のお子さんが誕生したご家庭への助成に対する補助金もあわせて計上してございます。放課後児童健全育成事業費補助金は、放課後児童クラブの運営に対する補助でございます。市町村子ども・子育て支援事業費補助金は、認定こども園で実施しております子育て支援事業費に対する補助金でございます。次の地域子ども・子育て支援事業費補助金は、こども園への看護師配置事業や一時保育事業に対する補助金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の、4節医療給付費補助金は福祉医療費に対する県制度分の補

助金 2 分の 1 分を計上しております。

次の 3 目 1 節保健衛生総務費補助金ですけれども、妊婦健診や歯科健診等、あるいは各種がん検診への助成、健康づくり対策事業への助成など、健康増進に係る事業に県からの助成分 2 分の 1 分を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 2 節環境衛生費補助金でございますが、合併浄化槽 70 基に対する県補助金 3 分の 1 分でございます。

○農政課長（高橋 稔君） その下、県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝「水の森」植樹事業並びに水の郷シンポジウム開催に対する補助金です。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 36・37 ページ上段をお願いします。

4 目 1 節農業委員会費補助金でございます。農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する事務局職員の人件費に対する交付金でございます。機構集積支援事業費補助金は、委員、職員の資質向上を図るための研修参加に係る旅費及び農地情報公開システムに係る地図情報の更新経費に対する補助金でございます。

○農政課長（高橋 稔君） 次に、2 節農業振興費補助金です。経営所得安定対策推進交付金ですが、町地域農業再生協議会が担当する経営所得安定対策事業に対する事務費の交付金です。環境保全型農業直接支払交付金ですが、化学肥料・化学合成農薬を低減した上で、カバークロープ作付や有機堆肥を施用した自然環境保全に資する営農に対する交付金で、補助率は 4 分の 3 です。1 つ置いて、農業次世代人材投資事業補助金ですが、新規就農者 6 名分の給付金に対する補助で、補助率は 100% です。経営体育成事業費補助金ですが、人・農地プランに位置づけられている地域の中心経営体が融資を活用した農業用機械等の導入に対する補助金です。11 経営体の実施を見込んでおり、補助率は 10 分の 3 です。機構集積協力金ですが、農地利用の転換や離農により農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合の経営転換金並びに地域集積協力金です。「地域で学べ！農業技術研修」補助金ですが、大仙市の新規就農研修施設で研修を予定している 2 名分の給付金に対する 2 分の 1 の補助金です。1 つ置きまして、水土里就農者経営確立支援事業補助金ですが、45 歳から 60 歳未満の中年年齢層の新規就農者への給付金に対する補助で、1 名分を見込んでおります。農林漁業振興対策支援事業費補助金ですが、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための県の農林漁業振興臨時対策基金事業を引き継ぐ事業で、農業夢プラン応援事業のほか、秋田米の維持拡大を図るため新たに創設させる実需とかたく結びつく米産地応援事業で、補助率は 3 分の 1 から 2 分と 1 となっております。シイタケ生産施設等整備事業費補助金ですが、県で販売三冠を目指している菌床シイタケについて、ネットワーク型園芸拠点タイプとして他地域とと

もに団地化を予定している町内法人の施設整備に対する2分の1の補助です。

次に、3節農村整備費補助金です。1行目の多面的機能支払推進交付金と3行目の中山間地域等直接支払推進交付金は、それぞれの事業推進のための事務費交付金です。2行目、多面的機能支払交付金ですが、当事業に対する4分の3の補助となっております。4行目の中山間地域等直接支払交付金ですが、中山間地域における農業生産活動を通じて多面的機能を確保するための取り組みに対する交付金で、4分の3の補助となっております。農山漁村活性化プロジェクト交付金ですが、事業採択を希望している明田地・野際地区の基盤整備事業に係る換地等調整業務に対する55%の交付金です。農地耕作条件等改善事業交付金ですが、金沢地区基盤整備事業区域内をモデル地区として高収益作物に転換するためのプランや土壌分析等を行う事業に対する100%の補助です。

続いて、4節林業費補助金です。森林病虫害等防除対策事業費補助金並びに松林・ナラ林健全化事業費補助金ですが、松くい虫防除及びナラ枯れ防除対策として伐倒駆除費や調査費に対する補助金です。豊かな里山林整備事業費補助金ですが、生態系の健全な維持回復を図り、熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる事業に対する100%補助です。林道整備事業費補助金ですが、七滝山の針広混交林化に向け、林道を整備するための全体計画調査測量に対する補助で、補助率は55%です。

4目は、以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節河川総務費補助金ですが、河川愛護団体の河川の除草など清掃活動への県の補助金でございます。2節木造住宅耐震改修等事業費補助金で、耐震診断及び耐震改修それぞれ3件分を見込んでおります。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

6目1節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る補助金は事業費の10分の1、次の学校支援地域本部事業費補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携事業に係る事業費の3分の2を計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節教育総務費補助金でございますが、スクールガードリーダーの活動費など、子ども見守り活動に対する補助金でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 3項1目1節の県広報誌類の配布委託金ですが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 同節の人権啓発活動地方委託金でございますが、町内3小学校で取り組む人権の花運動に係る委託金でございます。

- 税務課長（齊藤敦子君）** 2節税務総務費委託金ですが、県民税の徴収事務に係る委託金で、平成29年度実績見込みをもとに計上しております。
- 住民生活課長（小原隆昇君）** 3節戸籍住民基本台帳費委託金でございますが、人口流動調査、人口動態調査に係るものでございます。
- 企画財政課長（本間和彦君）** 同じく4節統計調査費委託金でございますが、学校基本調査を初めとする6つの統計調査に対する委託金でございます。
- 総務課長（高橋 薫君）** 5節選挙費委託金は、秋田県議会議員一般選挙の委託金でございます。次の6節から次のページ、2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節につきましては、県からの権限移譲による交付金でございます。移譲事務件数は80件で、移譲率97.6%となっております。
- 建設課長（木村英彰君）** 40ページ・41ページ、上から5行目に戻っていただきまして、6目1節の冬期除雪作業委託金ですが、県道3路線の除雪の委託金でございます。
- 生涯学習課長（高橋一久君）** 次、7目2節埋蔵文化財発掘調査委託金でございますが、圃場整備事業畑屋中央地区の整備に伴い、同地区において埋蔵文化財が試掘調査を昨年行っておりましたが、事業予定区域に遺跡が広がっている可能性が高いことから平成30年度施工区域で排水路部分3カ所約500平米の発掘調査が必要となったため、そのための委託金です。助成率は事業費に対して92.5%です。
- 総務課長（高橋 薫君）** 次のページをお願いします。
- 15款1項1目1節土地貸付収入は、千畑工業団地や旧学校用地など34件分と電柱・電話柱及び草地の貸し付け分でございます。
- 企画財政課長（本間和彦君）** 同じく1節光ファイバー芯線等貸付収入でございますが、82局、83局内のIRU契約によるものでございます。
- 商工観光交流課長（藤田信晴君）** 続いて、2節の商標権等貸付収入ですが、「美郷雪華」の名称を使用した商品を販売する場合の使用料収入を存置項目としております。
- 企画財政課長（本間和彦君）** 続きまして、2目利子及び配当金でございます。基金それぞれの利子分を計上してございます。
- なお、配当金については、存置の計上でございます。
- 総務課長（高橋 薫君）** 2項1目1節不動産売払収入ですが、土地及び建物売払収入につきましては、存置計上でございます。立木売払収入は仏沢地区町有林14ヘクタール分の搬出間伐の売り払い収入を計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 2目1節は道路改良等で発生した2次製品の古材の売り払い収入でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、3目生産物売払収入でございますが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料金について、実績をもとに計上してございます。
44ページ・45ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄付金ですが、存置計上でございます。次のラベンダー育成協力金はラベンダー祭り期間中の実績をもとに計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金として、これまでの実績を勘案しまして1,200万円を計上してございます。また、地方創生応援寄付金として企業版ふるさと納税30万円を計上してございます。

続きまして、17款1項基金繰入金でございますが、1目振興基金繰入金は地域振興や地域住民の一体感を醸成するためのソフト事業に充当するため、計上してございます。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金でございますが、子どもの感性・創造力育成事業などに充当するために計上してございます。

3目公共施設整備基金繰入金でございますが、公共施設の整備等に係る予算のうち、補助金や有利な起債の充当が見込めないものにつきまして充当するために計上してございます。

○農政課長（高橋 穰君） 4目薬用植物栽培推進基金繰入金ですが、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、栽培農家の栽培面積、出荷量、資材経費に対する支援を行うため一部繰り入れるものです。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、5目減債基金繰入金でございますが、繰り上げ償還分の財源としまして充当するために計上してございます。繰り上げ償還は、歳出12款1項1目元金12億4,366万2,000円のうち、2億1,460万円でございます。

続きまして、46ページ・47ページをお願いいたします。

18款繰越金でございますが、前年度繰越金として計上してございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 19款1項1目延滞金ですが、平成29年度実績見込みをもとに計上し、2目過料につきましては存置計上としております。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2項1目町預金利子でございますが、前年度実績等を考慮し、計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3項1目奨学資金貸付金元利収入でございますが、この1節は奨学資金貸付金の償還金でございまして、元金につきましては127名分を見込んでございます。滞納

繰越分につきましては、存置計上でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入でございます。元金として1人、滞納繰越分として3名の分の予算を計上しております。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の3目中小企業振興貸付金元利収入でございますが、貸付金のもとになる預託金の元金収入を計上しております。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1枚めぐりまして、48・49ページ上段でございます。

4目の1節障害者住宅整備資金貸付金元利収入ですけれども、1名の方の分を計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 4項受託事業収入でございますが、1目1節総務費受託事業収入につきましては交通災害共済の受託事務にかかわるものでございます。1万2,000人の加入を見込んでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の19款4項2目1節の民生費受託事業収入ですけれども、介護保険の保険者である広域組合からの総合事業等に要する費用分の収入でございます。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 3目1節農林水産業費受託事業収入でございますが、農業者年金基金業務受託収入は独立行政法人農業者年金基金から委託されました年金事業に関する諸届け出の受け付け、点検及び基金への送付事務に要するものでございます。特例事業等業務受託収入は、公益社団法人秋田県農業公社から委託されました農地売買の取扱事務に係る受託収入でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 5項1目の1節違約金、2節延納利息は存置計上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目給食事業収入でございますが、学校給食及びこども園の給食に係る収入でございます。学校給食の受入金でございますが、児童798名分、生徒472名分、教職員等は155名分で計上しております。また、一時保育の給食費でございますが、432食分。それから、滞納繰越分は存置計上でございます。こども園の職員等の給食代でございますけれども、153名分を計上しております。

次の3目過年度収入でございますが、151ページの上段まででございます。国庫負担金及び県負担金の精算に伴う過年度収入を存置計上しております。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の5項4目1節雑入でございます。特に大きな金額のものについてのみ、説明いたします。

まずは福祉保健課関係ですけれども、中段13行目ですけれども後期高齢者健診事業補助金、次の後期高齢者医療制度特別対策補助金は人間ドック等の町が行っております健康増進事業に係る

分が後期高齢者広域連合から助成されますので、その分を計上しております。その下、介護予防サービス計画作成費収入は介護予防プランの作成費分に対する補助金でございます。その下、総合健診料、生きがい活動支援通所事業料、配食サービス事業利用者負担金は、いずれも事業利用時の自己負担分の計上でございます。その下の高額介護合算療養費は高齢者の福祉医療該当者に療養費として町が支払った分に対する国保連からの補填分でございます。次の未熟児養育医療費負担金、それから軽度生活援助事業利用料は利用者からの一部自己負担分でございます。

あと、次のページになります。右側、下から3つ目の介護予防ケアマネジメント作成費収入ですけれども、介護予防・日常生活支援総合事業に関しまして町が主体的に進める要支援者への訪問介護、それから通所介護に関連しまして利用者のケアプランを作成することとなっておりますので、その分の作成費用分が国保連のほうから収入として入ってきます。

福祉保健課は、以上です。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、企画財政課関係でございます。53ページの中段部分をごらんいただきたいと思えます。

秋田県市町村振興協会からの交付金と助成金を計上してございますが、これは同協会が市町村振興宝くじの収益金を活用しまして市町村を支援する目的で交付されるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、商工観光交流課関係ですが、下から5番目の地元対策負担金ですが、サテライト六郷の競輪及びオートレースの売り上げの0.5%を地元対策負担金として予算計上しております。金額については、実績をもとに計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。1項1目総務債でございますが、1節は予約制乗り合いタクシー運行事業に、2節は防災ラジオ整備事業に充当するものでございます。

続きまして、54ページ・55ページをお願いいたします。

3節は新規就農者等支援事業に、4節は空き家活用型定住住宅オフィス支援事業に、5節は子ども医療費助成事業等に対するものでございまして、いずれもソフト事業対応の過疎債を充当するものでございます。

続きまして、2目民生債でございますが、1節はふれあい安心電話事業、軽度生活支援事業に、2節はかわ舟の里角間川改修事業補助金に対するものでございます。

3目労働債でございますが、正規雇用者育成支援事業に対するものでございます。

4目商工債でございますが、ラベンダー園客土土壌改良事業に対するものでございます。

5目土木債でございますが、社会資本整備総合交付金事業及び集落間道路整備事業等に対する

ものがございます。

6目消防債でございますが、六郷地区の防火水道管の更新事業、新消防庁舎建設及び救急車両の導入等に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への消防費負担金及び小型動力ポンプ導入等に対するものがございます。

続きまして、56ページ・57ページをお願いいたします。

7目教育債でございますが、1節は総合体育館及び宿泊交流館の改修事業等に、2節は英語指導助手配置事業に対するものがございます。

8目農林水産業債でございますが、1節は経営体育成基盤整備事業に、2節は農観連携交流促進施設整備事業に、3節は林道整備事業に対するものがございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 以上、一般会計予算の歳入の説明が終わりました。

次に、歳出について総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（高橋 薫君） はじめに、職員の人件費について説明いたします。

特別職として、町長、副町長、教育長、議員、その他特別職並びに一般職員として215名の給与、職員手当、共済費をそれぞれ計上してございます。

人件費の概要につきましては、224ページからの給与費明細書に記載してございますので、ごらん願います。

特別職については、議員定数の改定及びその他特別職の減員などによりまして、トータルで1,119万3,000円の減額となっております。

一般職ですが、給与費は前年度と比較し、職員数に変動はありませんが、再任用職員が増加したこと、執行選挙が減少したことなどによりまして給与費が1,772万5,000円の減額、共済費は追加費用の負担金率の改定等により828万8,000円の増額となっており、トータルで943万7,000円の減額であります。

人件費の概要は以上でございますので、以降、款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。

58ページをお願いします。58・59ページでございます。

1款1項1目議会費ですが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものでございます。

次に、60ページの2目議会広報費ですが、議会広報を年4回と議会日程や住民との懇談会の日

程などを周知するためのお知らせ版の発行経費を計上してございます。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。11時5分まで。

（午前10時54分）

（午前11時04分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2款総務費から、お願いします。

○総務課長（高橋 薫君） 60・61ページからお願いします。

次に、2款1項1目一般管理費で、60ページから67ページまでであります。文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費を計上してございます。

主なものとしたしまして、職員の能力開発及び意識改革や健康管理のための研修経費として9節、13節、19節に計上してございます。今年度は延べ職員391名の受講を予定してございます。庁舎管理の改修工事につきましては、庁舎窓のブラインドに経年劣化が見られることから取りかえ工事を実施するほか、2階会議室の灯具LED化を予定してございまして、経費を15節に計上してございます。また、普通交付税の一本算定を見据えた財政健全化方針に基づく検討を推進するため有識者等で組織する財政健全化検討委員に対する報償金を8節に計上してございます。

次に、2目行政推進費で66ページから71ページまでとなっております。

まず、総務課関係ですが、行政機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理費、シャトル便の管理費等を計上してございます。環境整備の事業に要するものとしたしましては、六郷東根コミュニティセンター玄関タイルの補修工事と金沢コミュニティセンター網戸交換工事を実施いたします。

次に、企画財政課関係ですが、交通施策事業として乗り合いタクシーに関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費等を計上してございます。地域コミュニティ推進事業といたしまして、集会施設整備などの地域活動整備事業費補助金や行政区、ボランティア団体が行う特色ある事業に対する交付金である、活力ある地域づくり事業費補助金を計上してございます。協働参画のまちづくり事業といたしましては、住民活動センターの指定管理に要する経費に加え、それに加えまして住民活動センターの施設改修に要する経費などを計上してございます。

次に、70ページ、3目文書広報費です。広報美郷及びお知らせ版の月1回の発行経費、ホームページの管理経費、やまびこ座談会の開催経費等を計上してございます。

○会計管理者兼出納室長（鈴木孝悦君） 次に、70ページ下段から73ページ上段の4目会計管理費ですが、11節はファイルなどの消耗品費と口座振替依頼書等の印刷製本費であり、12節は金融機関への口座振替データ伝送に係る手数料を計上しております。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、5目財産管理費ですが、72ページ中段から75ページ下段まで、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理、中央・南行政センターの管理経費などを計上しております。

主なものといたしまして、町有林の保育事業では仏沢地区の14ヘクタール（840立米）の搬出間伐をする経費を13節に町有林保育事業委託料として計上してございます。18節備品購入費については、公用車3台を更新する経費と町バス更新計画に基づき、41人乗りバス1台の更新経費を計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、6目企画費についてご説明いたします。74ページ・75ページでございます。

企画財政課関係でございますが、ふるさと納税の推進に要する経費などを計上しております。ふるさと納税の返礼品につきましては、町の特産品や町内事業者等が製造・生産する品を取りそろえ、寄附してくださる方々のニーズに応えるとともに町の特産品等のPRを、さらに進めるなど、ふるさと納税に関する環境の整備を推進します。

商工観光交流課関係では、ふるさと会、定住の促進、地域間交流及び日本航空連携事業に係る経費が主なものでございます。9節から13節までは、ふるさと会参加に伴う旅費のほか、日本航空連携事業及び大田区子どもガーデンパーティに係る経費でございます。

次の77ページをお願いいたします。

19節では定住促進奨励金の中で美郷暮らし促進奨励金として39件分を計上し、町外からの移住と町民の定住を推進してまいります。また、ふるさと会補助金としては、首都圏ふるさと会、中部・関西ふるさと会を対象として計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、7目電子計算費でございますが、電算システムの安定稼働のための管理経費及び機器の更新に要する経費に加え、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などを計上してございます。また、情報セキュリティ対策といたしまして平成29年度から県が運用開始しております秋田県情報セキュリティクラウドに対する負担金を19節に計上してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 8目交通安全対策費ですが、交通安全にかかわる団体等と協力して住民の交通安全啓蒙、指導の実施、カーブミラーなど交通安全施設注意喚起看板の整備、チャ

イルドシートの購入助成などの予算を計上してございます。

主なものとしましては、1節、9節では交通指導隊員への報酬、費用弁償。11節、18節では交通指導隊員の制服の更新、交通安全施設の修繕費と購入費。80・81ページをお開きください。19節では交通安全関連団体への補助金を計上してございます。

次に、9目防犯対策費でございますが、防犯指導員の報酬及び費用弁償、11節では町内の防犯灯の電気料、修繕料。15節工事請負費では既存防犯灯のLED化工事の予算を計上してございます。19節は関係団体への負担金、補助金を計上しております。

次の10目諸費でございます。ここでは秋田県防衛協会の会費、町自衛隊父兄会への補助金を計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君）　続きまして、11目地方創生事業費でございますが、84ページ・85ページの上段部分まででございます。予算に関する説明書は23ページから44ページまでに掲載してございます。

平成27年10月に策定をしました美郷版総合戦略に掲げた事業の実施に要する経費を計上してございまして、4つの基本目標の達成を目指して事業を推進します。

1つ目の基本目標であります「美郷における安定した雇用を創出する」につきましては、起業者等総合支援事業や新規就農者等支援事業など4事業を実施いたします。

2つ目の目標であります「美郷への新しい人の流れをつくる」につきましては、空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業や長期インターシップ事業など4事業を実施いたします。

3つ目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」につきましては、高学年児童放課後対策事業や子ども医療費助成事業など5事業を実施いたします。

4つ目の目標であります「時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」につきましては、「生菓の里 美郷」構想推進事業や友好都市などとの学校間交流推進事業など8事業を実施することとしてございまして、3年度目となります防災ラジオの購入整備2,021台や美郷カレッジの開催も予定してございます。

また、本目には美郷版総合戦略検証事業としまして、取り組み事業の効果などの検証を行うため、外部有識者等を含めた組織を設置し、総合的な進捗管理と着実な推進を図ることとしてございます。

○税務課長（齊藤敦子君）　84ページ・85ページ中段をお願いいたします。

2項1目税務総務費につきましては、定型的な事務に要する経費を計上してございます。

下段から次のページにございます2目賦課徴収費ですが、賦課及び徴収にかかわるものとして

納税通知書、納付書等の印刷費、電算システムの保守、固定資産の不動産鑑定委託料、機器の借上料、納税貯蓄組合への補助金、町税還付金等が主なものでございます。

○**住民生活課長（小原隆昇君）** 下段から88・89ページへ続きます3項1目戸籍住民基本台帳費で
ございます。戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明書等の発行に要する印刷費、これらに使用します機
器の保守費用が主なものでございます。12節では昨年度作成しましたメモリアル婚姻届について
現在、商標登録を申請中でありまして、その登録手数料を計上してございます。19節では各団
体への交付金、負担金を計上してございます。

○**総務課長（高橋 薫君）** 次に、4項選挙管理費です。1目は選挙管理委員及び選挙管理委員会
に関する経費を計上してございます。

次のページ、2目は明るい選挙推進協議会の選挙啓発費の経費が主なものでございます。

3目は平成31年4月29日任期満了となる秋田県議会議員一般選挙の執行経費でございます。

4目・5目は平成31年2月15日任期満了となる秋田県田沢疎水土地改良区総代選挙と平成30年
4月16日任期満了となる美郷町千畑土地改良区総代選挙の執行経費でございます。

○**企画財政課長（本間和彦君）** 続きまして、92ページ・93ページ中段をお願いいたします。

5項統計調査費でございますが、学校基本調査などの6つの統計調査に要する経費を計上して
ございます。

○**総務課長（高橋 薫君）** 6項1目監査委員費ですが、監査委員報酬を初め費用弁償等監査等に
関する経費を計上してございます。

○**福祉保健課長（高橋久也君）** 続きまして、3款民生費でございます。次の94・95ページをごら
んください。

1項1目社会福祉総務費ですけれども、生活困窮者対策や日赤活動への費用、そして次の97ペ
ージの19節に負担金補助及び交付金としまして福祉関係団体への補助や支援、それからボランテ
ィア団体などへの活動支援費を計上しております。補助の内容を精査しまして前年度当初予算比
較におきまして309万3,000円の減額として計上しております。

次の3款1項2目障害者福祉費を説明いたします。ページは99ページ下段までございますの
で、あわせてごらんください。こちらは大部分が障害者総合支援法に基づく事業に係る予算で
ございます。

昨年度との比較では障害者総合支援法における個別の給付サービスとしまして、次の99ペ
ージ、20節の扶助費が増加を続けております。特に3行目にあります障害者通所支援給付費、いわ
ゆる障害児のデイサービス関連予算は自宅の外に出るの地域参加、施設利用が進み、前年度の2

倍以上を計上しております。また、介護給付訓練等給付費は施設入所や生活援助費が増加したことから前年比4,000万円ほど増額しております。そのほかの扶助費につきましては、前年度並みと判断し、計上しております。

19節の1行目に透析通院者支援事業費補助金がございます。通院費へ助成しておりますけれども、本年度分は31人分を見ております。この対象者の増減がほかの医療費にも大きな影響を及ぼしますので、特に保健事業でも力を入れることとしております。同じく社会福祉法人補助金としまして、記載でもありますけれども水交会、かわ舟の里角間川への建築に対する補助金を計上しております。

結果としまして、障害者福祉費の前年度当初比較では、臨時的経費でありますかわ舟の里への補助金を除きますと5,400万円、約10%の増として計上しております。

障害者の数ですけれども、身体・精神・知的各手帳をお持ちの方は12月31日現在で1,636人、各施設へ入所された方は63名、グループホームへは33名が入所されております。

次の100ページをごらんください。高齢者福祉費となります。105ページまでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。本年度の予算では、介護予防・日常生活などの総合事業と認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランに沿った事業、特に予防対策の充実を図るものとして継続事業を整理し、予算を積み上げました。

まずは101ページの8節報償費、それから11節需用費には敬老会などの自主事業に関する予算を計上しております。8節の賞賜金には88歳の米寿の方へのお祝い金を含まれておりますけれども、100歳はそのまま10万円と据え置きしておりますが、88歳の米寿の方への3万円は近隣自治体等の状況も判断し、2万円に引き下げております。また、11節、13節には金婚式に係る費用を盛り込んでおります。これまで式典後には祝賀会を設けておりましたけれども、この内容を整理することとしまして食糧費分を削減しております。

次の103ページ、右側に事業の委託に係る費用を計上しております。後期計画のプロジェクト事業として掲げております地域包括ケアの推進と、それから認知症対策としまして予防教室などの実施回数を増やすなど、さらに充実を図ることとした予算を、11行目には予防教室などを行う介護予防支援業務委託、20行目には集中的な健康指導を行う短期集中予防サービス委託料を30人分、その下には啓発事業や転倒予防教室など27回分、24行目には調査後に適切なケアを行うためのケアプラン等の作成の委託費分としまして105人分、それから25行目には地域のサロン活動を応援するため地域介護予防活動支援事業には80団体分、その下には引き続き認知症カフェ24回分の充実した予算を計上しております。

ことしの大雪での実績を見込みながら、19行目の雪下ろし等支援事業委託料についても70回分を想定し、計上しております。

次の105ページ中段でございます。19節の負担金補助及び交付金に記載されています1行目の広域介護保険事業負担金は前年度より1,771万2,000円の減、それから2行目の老人クラブ補助は67団体2,400人の加盟を見込んで計上しております。4行目、老人福祉施設措置費負担金ですけれども、6施設17人分を予定して計上しております。下から2つ目の高齢者支援ハウス施設改修費補助金はいちょうの家の老朽化した給水管の取りかえに係る補助分でございます。次の大仙美郷介護福祉組合負担金は通常の経常費にかかる負担金に加えまして真昼荘の特別養護老人ホームの増床のための改修工事などについて、大仙市が3分の2、美郷町が3分の1の負担割合で必要分を計上しております。総合計画の後期計画の見直しの中で温泉利用券やはり・きゅう・マッサージなどの給付事業は予防や療養効果も期待されることから、引き続き実施することとして計上しております。

結果としまして、高齢者福祉費は介護保険関連事業や事業の見直しを行い、前年度当初予算比で1,485万3,000円の減として計上しております。

美郷町の高齢化率は65歳以上7,185人、35.9%、介護保険の利用者数は認定者が1,427人となっております。

続きまして、105ページをお願いいたします。105ページからは下段、3款1項4目医療給付費の説明をいたします。国民健康保険や後期高齢者医療制度、福祉医療に関しまして一般会計で負担する分を計上しております。

次の106・107ページをごらんください。

19節では後期高齢者医療制度に係る町の負担分、それから20節扶助費では福祉医療費扶助ですけれども、対象者2,981人の中でさきに地方創生分として手当てした分を除き、県制度による扶助とこれまで町単独で実施した小学生までの分を計上しております。28節には国保、後期高齢者医療に係る特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。次の109ページ右上からでございます。11節需用費の印刷製本費には子育て支援ガイド作成に係る印刷費、それから19節負担金補助及び交付金には子ども会への補助金を計上しております。現在、活動を把握している団体は子ども会37団体428人となっております。

続きまして、3款2項2目ひとり親家庭福祉費でございます。ひとり親家庭への小中学校卒業時のお祝い記念品としまして50人分を計上しております。現在、町で把握しているひとり親家庭

は261人となっております。

以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目児童福祉施設費でございますが、115ページまででございます。

町内24カ所の児童遊園地の管理経費とこども園の管理運営に関する経費を計上してございますが、こども園に関する予算が主なものでございます。町内のこども園3園の入園者数でございますが、615名を見込んでございます。子供たちが健やかに成長していくための施設の管理と環境づくりの経費を各節に計上してございます。

108・109ページ中段の第1節、1節でございますけれども、子ども・子育て会議委員報酬と園医等の報酬、次のページをお願いいたします。中段です。7節でございますが、7節には臨時保育教諭等の賃金、それから次の11節から14節までは施設の維持管理に係る経費を計上してございます。113ページをお願いいたします。13節委託料でございますが、中段の保育業務委託料でございますが、本町の子供が他の自治体の保育園等に入園した場合の費用でございますが、16名分を見込んでございます。また、委託料の最後でございますが、美郷大使であります永田 萌氏のデザインによるこども園修了証書、及び証書台紙の作製費を計上してございます。

次のページをお開きください。

上段15節工事請負費でございますが、保育環境の維持向上を目的としまして空調設備工事や遊具の設置工事を実施いたします。

続きまして、4目子育て支援費でございますが、117ページまででございます。ここでは子育て支援事業や放課後児童クラブの低学年の子供たちに関する経費を計上してございます。

117ページ上段をお願いいたします。

放課後児童クラブでございますけれども、長期休業期間のみの利用も含めまして低学年は165名の利用を見込んでございます。賃金でございますけれども、所長及び支援員としましては高学年も含めた全体では24名体制でございますが、ここには所長3名分と低学年担当の支援員13名分の賃金を計上してございます。一番下の20節扶助費をお願いいたします。子育てファミリー支援事業助成でございますけれども、歳入で少し触れさせていただきましたが、平成30年4月2日以後に第3子以降のお子さんが生まれたご家庭に対する助成でございますが、子育てタクシー利用料やおむつ、知育玩具などの購入費に対して年1万5,000円を上限に補助するものでございます。予算には20名分を計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、118・119ページをお開きください。一番上段になり

ます。

3款2項5目児童措置費ですが、児童手当に要する費用を計上しております。年3回の支給で1,662人分の方の分を予定しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項国民年金事務費でございます。国民年金の事務に要する消耗品の経費を計上しております。

4項1目災害対策費でございますが、災害による被害を受けられた方への見舞金でございます。て、扶助費に計上しております。前年度同額でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きます。4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健センターの管理費、それからセルフケアや心の健康づくり、食育の推進や養育医療、少子化対策助成に対する費用を計上しております。

主な内容を説明いたします。1枚めぐりまして120ページ・121ページをごらんください。

中段の7節賃金、それから8節報償費、11節需用費にはセルフケアの推進のための食育、運動などの健康教育指導に係る費用を計上しております。メンタルヘルス等の諸事業にかかる費用もこれまでどおり計上しまして、本年度は自殺予防対策の計画書を作成することとしております。また、活動量計やウォーキングコースを活用した、仮称ですけれどもセルフケアサポート事業を新たに取り入れて実施することとしております。13節の委託料では4行目になりますけれども、電算処理委託料としまして住民の健診記録等を管理保存しております健康カルテシステムの更新のための費用を計上しております。1つ飛びまして、設計管理委託料は老朽化した保健センターの冷暖房空調設備を改修したく委託料を計上しております。次の123ページ、19節負担金補助及び交付金ですけれども、一番下のがん患者補整具購入費補助金ですけれども、女性対象に新たに乳房補整具を計上しております。上限2万円として5人分を計上しております。ほかの補助金は前年並みとしております。

結果、保健衛生総務費では臨時的なシステム更新分が増額となっておりますけれども、ほぼ前年度並みの予算計上となっております。

次、124・125ページの上段からです。2目予防費でございます。こちらは妊婦健診、乳幼児に係る健診やがん検診、各種予防接種に係る費用を計上しております。

ことは3歳児健診における虫歯のない子表彰制度において予防意識のさらなる高揚を図るため表彰記念紙に永田 萌さんのデザインを活用したく、その費用を13節委託料に台紙作製委託料として計上しております。

予防費の予算は、ほぼ前年度並みを計上しております。

予防費は、以上でございます。

○**住民生活課長（小原隆昇君）** ページ下段、3目環境衛生費でございます。環境衛生全般にかかわる費用でございます。126・127ページへ続きまして、8節には不法投棄監視人7人への報償、水の郷シンポジウムの講師謝礼、13節委託料には町内7カ所での河川水の水質調査、墓地公園等の管理委託料、19節には広域斎場の負担金並びに使用に係る負担金を計上してございます。官学連携によります水環境マイスター養成講座につきましても、引き続き進めることとしてございます。

128・129ページをお開きください。

2項1目清掃費でございます。一般廃棄物、家庭ごみの収集運搬、大仙美郷環境事業組合での処理及び処分に係る費用でございます。引き続き小型家電回収、布類の回収リサイクルを年4回実施するほか、環境に有害な水銀を含むおそれのある蛍光管、各種1次電池の分別回収を継続し、廃棄物の減量に取り組むこととしてございます。

なお、小型家電回収につきましては、都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトに参加をいたしまして2020年オリンピック成功に協力する態勢としてございます。

1節では廃棄物等減量推進審議会委員の報酬、12節は有料ごみ袋の各販売店への手数料、13節ではごみ収集業務、粗大ごみ受付事務、有料ごみ袋作製の委託料、19節では環境事業組合への負担金、集落のごみ集積施設設置、生ごみ処理機等への補助金を計上してございます。

○**建設課長（木村英彰君）** 続いて、130・131ページをお開きください。

3項1目19節は民営の簡易水道組合の水質検査に対する補助金でございます。28節は事業の円滑化を図るため水道事業会計への繰出金でございます。

○**商工観光交流課長（藤田信晴君）** 次の5款1項1目労働諸費ですが、8節及び11節では技能功労者及び優良技能者表彰に要する経費を計上し、技能者の地位向上と産業の活性化を図ります。13節では出稼ぎ者60人分の健康診断費用を、19節では職業訓練協会への負担金と出稼ぎ者60人分の傷害保険の掛金を計上しております。また、求職者を対象にした資格サポート事業を継続し、就労の支援をいたします。

2目雇用対策費ですが、新卒者雇用促進や事業所の人材育成に正規雇用者育成支援事業を継続して実施いたします。

○**農業委員会事務局長（鈴木 忠君）** 6款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会の事務に要する経費で、1節は農業委員17名の報酬でございます。

次のページ132・133ページをお願いいたします。

9節は県補助金の機構集積支援事業として委員、職員の資質向上を図るための研修・セミナーの参加に要する費用弁償及び普通旅費を計上してございます。同じく機構集積支援事業として農地の集積推進活動のための農家アンケート調査に要する経費として、11節封筒印刷代などの事務費を、12節アンケート調査票発送回収に係る郵便料として通信運搬費を計上してございます。13節に農地台帳システムの保守維持管理に要する経費、19節に関係機関への負担金を計上してございます。

○農政課長（高橋 稔君） 次に2目農業総務費です。134ページ・135ページをお願いいたします。7節から11節につきましては、農政課の経常経費並びに農政課で管理する公用車の維持管理経費を計上してございます。

次に、3目農業振興費です。1節鳥獣被害対策実施隊報酬ですが、隊員28名分の報酬です。8節から13節につきましては、主に都市農村交流推進事業や美郷うりこめ推進事業、薬用植物栽培支援事業、有害鳥獣等駆除防除事業などに係る経常経費を計上しております。このうち、9節の費用弁償は有害鳥獣駆除等の隊員出動に対するもので、延べ180回分を計上しております。

136ページ・137ページをお願いいたします。

19節の負担金補助及び交付金ですが、各種農業関係団体への補助金のほか、経営体や法人育成のための支援としての補助金や交付金を計上しております。金額の大きい事業や新規事業について説明いたします。

はじめに、2行目経営体育成支援事業費補助金ですが、人・農地プランに位置づけられている地域の中心経営体が融資を活用した農業用機械導入等に対する補助金です。町のかさ上げなしの補助率10分の3で、11経営体の実施を見込んでおります。1つ飛ばしまして、美郷町農産物販売促進支援事業費補助金ですが、首都圏での農産物加工品の物販活動に対する補助です。事業内容を一部見直し、事業費の3分の2、上限15万円の補助として7件分を計上しております。2つ飛ばしまして、環境保全型農業直接支払交付金ですが、化学肥料、化学合成農薬を削減した上でカバークropp作付あるいは有機堆肥を施用する営農に対する交付金で、4分の3の県補助に町で4分の1を負担し、補助するもので、約170ヘクタールの取り組みを見込んでおります。狩猟免許新規取得支援事業補助金ですが、鳥獣被害対策実施隊隊員育成のため、狩猟免許取得経費に対する町単独の補助で、3名分を計上しております。農林漁業振興対策支援事業補助金は県の基金事業を引き継ぐ形で実施される事業で、県補助に一部町のかさ上げ補助を行うものです。複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための農業夢プラン応援事業に加え、秋田米の維持拡大を図るための実需とかたく結びつく米産地応援事業が新たに創設されました。合計で約30経営体の事業

実施を見込んでおります。経営所得安定対策推進交付金ですが、経営所得安定対策を担当する町の地域農業再生協議会に対する事務費の交付金です。3つ飛ばしまして、無人ヘリ防除対策事業補助金ですが、ヘリ防除を行う場合の補助で、合計3,400ヘクタール分を見込んでおります。薬用植物栽培支援事業費補助金ですが、株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、薬用植物の栽培面積の拡大を図るため栽培面積、出荷量、資材経費に対し補助するものです。キキョウにつきましては、平成30年度は12件の農家で新たに5,350平方メートルに栽培をする予定です。シイタケ生産施設等整備事業費補助金ですが、県で販売三冠王を目指している菌床シイタケについてネットワーク型園芸拠点タイプとして他地域とともに団地化を予定している町内法人の施設整備に対し、2分の1の県補助に町で10分の1をかさ上げし、補助するものです。下から4行目、営農継続支援事業補助金と、下から2行目の認定農業者支援事業補助金は農業従事者の確保を目的に新たに実施する町単独事業です。営農継続支援事業費補助金は今後も営農を維持継続する意思のある農業者、もしくは新たに営農を希望する新規農業者に対し、必要な機械、施設導入の経費の一部を補助するものです。30万円以上の経費を対象に6分の1、上限額30万円を補助するもので、15件分を計上してございます。また、認定農業者支援事業補助金は認定農業者や農業法人を対象に機械等の導入経費の一部を補助するものです。30万円以上の経費を対象に6分の1、上限額50万円を補助するもので15件分を計上しております。

3目農業振興費が前年比で大きく増額しているのは、シイタケ生産施設等整備事業費補助金及び町単独事業である営農継続支援事業補助金や認定農業者支援事業費補助金の創設が主な要因です。

138・139ページをお願いいたします。

4目美郷ブランド確立費です。美郷ブランドゆうき応援事業補助金ですが、町の堆肥センターで生産してる堆肥「美郷の大地」を施用して特別栽培米を生産出荷する場合、堆肥の購入費の一部を助成するもので、約250ヘクタールでの取り組みを見込んでおります。その次の美郷振興作物応援事業補助金ですが、美郷ブランド10品目、振興野菜5品目、農畜産加工品の販売額に応じて助成するもので、これまでの美郷ブランド品目応援事業補助金の内容の一部見直しと事業名称を変更しております。

続いて、5目担い手対策費です。8節、11節は人・農地プランの進行管理更新に伴う経費です。19節ですが、各種団体や協議会への補助のほか、新規就農者への補助、農業生産法人育成のための補助、農地中間管理機構を利用した機構集積協力金です。2行目の農業次世代人材投資補助金は、新規就農者の経営支援としての給付で6名分を計上しております。全額県補助です。下

から3行目、ミドル就農者経営確立支援事業補助金ですが、40歳以上60歳未満の中年層の新規就農者に対する就農初期の給付で、5分の4の県補助に町で5分の1を協調助成するものです。1名分を計上してございます。

その下、機構集積協力金ですが、地域内農地の一定割合以上を機構に貸し付けた場合の地域集積協力金や農地を貸し付け、リタイアする場合の経営転換協力金が主なものですが、畑屋中央地区圃場整備事業などにより集積や経営転換が見込まれるため、前年対比で2,400万円ほど増額となっております。全額県補助です。5目の担い手対策費が前年比で大きく増額してるのは、この協力金の増額が主な要因でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目農業振興施設管理費でございますが、ページは138・139ページから次の140・141ページまでとなっております。道の駅、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、あったか山直売所などの管理経費を計上しております。

11節から次のページの14節までは各施設の維持管理に伴う経費で、140ページ、15節では各施設の改修費用を計上しております。

○農政課長（高橋 穰君） 続いて、7目畜産業費です。畜産経営の向上や防疫体制の徹底を図り、町の畜産振興を推進するための事業費全般と、町の堆肥センター、アクティセンターの運営、維持管理のための経費です。

142・143ページをお願いいたします。

11節需用費の修繕料ですが、堆肥センターのキルンサイドローラーの劣化による交換と両施設の一般修繕料です。13節委託料は、べごっこまつり開催委託料とアクティセンターの指定管理料が主なものです。19節は、主に畜産関連団体組織への負担金や補助金です。中段の優良牛飼育奨励事業補助は、牛25頭分の導入を見込んでおります。

次に、8目農村整備費です。11節需用費と次のページ、12節役務費は主に公園や農村公園に係る経常経費と修繕料です。13節委託料ですが、公園、農村公園の管理委託料のほか圃場整備事業に係る計画書作成業務、換地調査業務委託料などが主なものです。施設管理委託料は公園4カ所の管理委託料です。1つ置きまして、調査委託料は金沢地区基盤整備実施区域内における一部をモデル地区として高収益作物転換のためのプラン作成の業務で100%県補助です。その下、測量調査委託料ですが、採択希望の明田地・野際地区の圃場整備事業に係る計画書作成業務、換地調査業務委託料です。下から2行目、農村公園管理業務委託料は農村公園27カ所分の管理業務委託料です。19節ですが、圃場整備事業を初めとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なものです。中段の多面的機能支払交付金事業は31地区、合計約5,110ヘクタールを対象に活動

を予定してございます。また、5つ下、中山間地域等直接支払交付金事業では、3地区、合計約40ヘクタールを対象に活動を予定しております。それぞれ町で4分の1を負担し、事業費は昨年度とほぼ同額となっております。下から2行目の県営基盤整備事業費負担金ですが、本堂城回、金沢、畑屋中央の3地区の基盤整備事業に対する町の負担金で、平成30年度事業分から負担金を7.5%から10%に引き上げております。

次、146・147ページをお願いいたします。

県営基盤整備事業調査計画費負担金は、採択希望地区である鑓田・南谷地地区、明田地・野際地区の事業調査計画費に対する町負担金です。28節繰出金には、農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上してございます。

8目の農村整備費が前年比で大きく増額しているのは圃場整備事業費の増額と、その負担率の引き上げによる負担金の増が主な要因でございます。

8目は、以上です。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の9目農観連携交流促進施設整備事業費でございますが、継続で佐藤家蔵移築工事及び坂本東嶽邸改修工事の関係経費でございます。佐藤家蔵移築工事に関しましては壁の中塗り仕上げ、さや部の外壁等が主なものでございまして、坂本東嶽邸改修工事につきましては、漆喰仕上げやトイレ設置工事が主なものでございます。母屋からの渡り廊下等を整備し、平成30年度で完了を予定してございます。

○農政課長（高橋 穰君） 次に2項1目林業費です。

8節から12節及び14節には、主に七滝「水の森」植樹事業に係る経費を計上しております。13節委託料の一番上、測量調査委託料ですが、七滝「水の森」保全活用構想に基づき七滝山の針広混交林化に向けた林道整備のための全体計画調査測量業務委託料です。林地台帳作成業務委託料ですが、森林法改正に伴い町で林地台帳を整備し、公表が義務づけられたことによる台帳作成業務委託料です。森林病虫害防除委託料は松くい虫、ナラ枯れの調査や伐倒駆除の委託料です。豊かな里山林整備事業委託料ですが、熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくるという業務委託料で、100%補助の事業であります。

148・149ページをお願いいたします。

19節は緑の募金協力団体への還元金のほか、森林関係団体への負担金が主なものです。2行目のアメシロ等防除補助金は町単独で新設する補助事業で自治会や集落など地域が共同でアメシロなどの病虫害防除活動を行う場合、農薬購入費に対し、3分の2の補助を行うものです。

2項の林業費が前年比で大きく増額しているのは、七滝山林道整備のための全体計画調査測量

業務の委託料の計上が主な要因です。

6 款は、以上でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 同じく148ページ・149ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目商工総務費でございますが、151ページ上段までとなっております。その主なものは、ふるさと大使 5 名分の関連経費、テレビ朝日 CM 大賞製作費、シルバー人材センター支援事業補助金等を計上してございます。

次のページ、150ページ・151ページをお願いいたします。

2 目商工振興費ですが、152ページ・153ページ中段過ぎまでとなっております。7 節賃金から14 節使用料及び賃借料までは美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進経費、大田ふれあいフェスタを初めとした大田区でのイベント経費、企業誘致関連では首都圏での立地セミナー等に要する費用を計上しております。また、新たに首都圏の企業経営者に対する産業大使 2 名分の委嘱経費及び講演会の経費を、8 節報償費、9 節旅費、11 節需用費に計上しております。このほか、議案第12号地販地消・地産外商推進条例の一部改正でご説明いたしました美郷ブランド確立のための事業費として印刷製本費を11 節需用費に、認定マークのデザイン委託料を13 節委託料に計上しております。

152ページ・153ページをお願いいたします。

19 節負担金補助及び交付金では、中段中ほどにございますが、まちなかエリア活性化促進事業として中心市街地において空き家空き地の所有者が多目的スペースとして整備した場合や新たに開業した場合における補助制度を新設いたしました。予算額は存置計上とし、申請があった場合、議会にお諮りすることといたします。下から 6 番目には海外ビジネス推進事業補助金を新たに計上いたしました。海外において町内事業者が企業紹介や商品紹介に要する経費を補助するためのものがございます。継続事業として、商工会事業への補助金、中小企業支援としての商工業振興奨励金、地域資源を活用した新たな特産品づくりのための特産品開発事業補助金、パッケージデザイン支援事業補助金等を計上しております。また、中小企業振興資金保証料補給等補助金として241事業所分の利子補給補助金並びに保証料を継続しております。21 節貸付金では、中小企業振興資金預託金として、金融機関 3 行へ預託するための 1 億3,000 万円を予算措置しております。

続きまして、下段の 3 目観光費でございます。

次のページ、154ページ・155ページの11 節印刷製本費では、既存の日本語及び英語観光パンフレット増刷のほか、美郷の清水、ラベンダー、食事とお酒などを紹介したパンフレット「美郷日

和」のタイ語版印刷経費を計上しております。12節役務費においては、観光イベント等の経費、ラベンダーまつり関連費用及び広域観光推進事業に係る費用でございます。13節委託料においては、トイレパークや大台野広場を初めとする観光施設の委託経費等が主なものでございます。一番下の誘客推進事業委託料につきましては、美郷町、仙北市、大仙市が共同でみずほの里ロードを中心としたサイクリングロードに外国人観光客を誘致するために台湾、豪州における観光博覧会でのブース展示、情報発信力のある著名な外国人サイクリストを招いてのツアーガイド育成等を実施いたします。また、県、美郷町、周辺自治体及びJALが連携し、美郷町や周辺自治体に宿泊していただいた方に割引や特典があるJALダイナミックパッケージ割引事業を引き続き計上しております。156ページ・157ページ下段、15節工事請負費でございますが、一番上でございますラベンダー園客土土壌改良工事でございます。ラベンダー園内の南側部分約100平方メートルについて、雑木等を撤去の上、暗渠を敷設し、今後ラベンダー植栽が可能となるよう土壌改良を実施いたします。その下の17節公有財産購入費ですが、六郷まちづくり株式会社から譲渡希望株式の買い取り依頼があり、120株分の購入について予算計上しております。158ページ・159ページにかけての19節負担金補助及び交付金ですが、観光協会、温泉振興株式会社をはじめ関係機関への負担金及び補助金が主なものです。

下段、4目温泉施設費ですが、11節需用費から14節使用料及び賃借料までは町で負担すべき町内3温泉の管理経費を計上しております。15節工事請負費ですが、各温泉の温泉設備改修工事に係る経費を計上しております。主なものとして、千畑温泉サンアールでは浴槽ろ過器のろ材交換工事を、六郷温泉あったか山では男女露天風呂板塀改修工事を、湯とぴあ雁の里温泉では千畑温泉と同様にろ過器ろ材の交換工事を実施いたします。次の18節備品購入費は湯とぴあ雁の里温泉に除雪機購入のため計上させていただきました。

7款商工費の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

（午後0時59分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番熊谷良夫君から欠席の届け出があります。

それでは、8款土木費から説明をお願いします。

○建設課長（木村英彰君） 予算書158・159ページをお開きください。8款1項1目土木総務費で

ございます。説明は160ページ・161ページからとなります。

地下水対策として涵養池4カ所の維持管理に要する経費が11節から13節までで、14節は涵養池及び水位計の設置場所の借上料、15節は地下水位計の2カ所の更新工事、19節は水源確保に要する水利費負担金を計上してございます。

次に、2項1目道路橋梁総務費でございます。13節に道路台帳の補正業務を計上し、道路改良舗装の区間の加除、それから農道路線の町道認定化を進めてまいります。また、道路境界が不明確な箇所がありまして、その測量調査費も計上しております。19節に各種同盟会の負担金を計上してございます。

162ページ・163ページをお開きください。

2目道路維持費でございます。除雪事業といたしまして町道478キロメートル、歩道51キロメートル、一斉除雪回数30回と想定し、必要な経費を計上してございます。

続きまして、164ページ・165ページをお願いいたします。

15節工事請負費ですが、一般土木工事でガードレールなど道路附帯施設の修繕工事、それから消えかかっている道路の区画線の設置工事、舗装道路の傷んだ箇所の修繕、それから消雪路線である中央通り線において、5カ所ある井戸のうちの1カ所の修繕工事を実施する予定でございます。18節には除雪機械2台及び道路管理車1台の更新経費を計上しております。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。道路整備につきましては、測量6路線、改良舗装工事6路線、交差点改良1カ所、歩道工事が1路線、橋梁補修が7橋、舗装補修工事が17路線、測量整備が4路線を実施する予定でございます。

なお、社会資本整備総合交付金事業を財源として予定している路線につきましては、交付額の決定により事業費、事業量が変動することがあることを申し添えます。

次の168ページ・169ページをごらんください。

3項1目河川総務費でございます。町管理の河川の適正管理に資するため、15節には浚渫及び伐木の経費を計上しております。19節には河川愛護に対する補助金、それから流雪溝の水源となる施設の管理団体への負担金を計上しております。

4項1目都市計画総務費でございます。都市計画に必要な負担金等事務費を計上してございます。

2目都市公園費でございますが、公園10カ所の維持管理に要する経費が主なものでございます。

170ページ及び171ページの中段をごらんください。

15節では南運動公園内にある菖蒲園におきまして、仙南の温泉施設にある菖蒲園に集約し、ここは芝生化することとして経費を計上してございます。16節原材料費は南運動公園内に相撲道場がありますが、この架設の屋根が老朽化していることから、この原材料費分を計上したものでございます。

5項1目下水道費であります。

19節浄化槽設置整備事業補助金は70基を予定しております。また、浄化槽設置者への水質環境保全費補助金につきましては、1,580件を見込んでおります。28節には下水道事業の円滑な経営を図るため、特別会計への繰出金を計上してございます。

続きまして、172ページ・173ページをお開きください。

6項1目住宅管理費でございます。189戸の町営住宅の維持管理におきまして、11節で電気温水器、浴室、畳等の施設修繕費用、15節ではトイレの洋式改修、火災報知機の交換、トタン屋根塗装など年次計画を立てて建物の長寿命化を図り、公営住宅の環境維持に努めてまいります。また、19節負担金におきましては、耐震診断3件及び耐震改修3件分、住宅リフォームの補助金の交付75件を見込み、計上してございます。

以上で、8款の説明を終わります。

○住民生活課長（小原隆昇君） 174・175ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費でございますが、これにつきましては大曲仙北広域市町村圏組合への負担金でございます。

2目非常備消防費でございますが、消防団員の年報酬、費用弁償のほか、火災、搜索、災害警戒等の活動に要する費用を計上してございます。

主なものとしましては、1節で消防団員の年報酬、9節では団員の費用弁償、11節では消防訓練大会、出初め式等の費用を、次のページをお開きください。19節には団員にかかわる負担金、県防災ヘリ「なまはげ」の運航費負担等を計上してございます。

3目水防費でございます。こちらは水防警戒、水防出動などの事態に備えるための経費でございまして、主には土のう袋など消耗品に係る費用を計上してございます。

4目災害対策費でございますが、11節に備蓄品購入費用、更新のための購入費用でございまして。備蓄食糧を更新いたします。防災行政無線の電気料、発電機燃料費、防災用品の購入費を、18節に備品として福祉避難所への手すりを準備することとしております。また、前年度に引き続きまして防災行政無線の点検を実施するほか、各節におきまして通学路等に面する危険空き家の緊急危険回避措置のための経費、19節には危険空き家解体の補助金を計上してございます。

178・179ページ、中段以降でございます。

5目消防施設費でございますが、消火栓、防火水槽、消防団の装備の維持管理に係る経費が主なものでございます。

13節、17節に現在借り上げている防火水槽用地の一部について町有化を進めるための費用を、180・181ページでございますが、15節に六郷地区の防火水道管の工事費約2,217メートル分を計上してございます。平成30年度での完了を見込んでございます。18節には消防用小型ポンプ3台の更新費用を計上してございます。

消防費は、以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 続きます、中段、10款1項1目教育委員会費でございます。この教育委員会費は教育委員の報酬が主なものでございます。

次に、2目事務局費でございます。182・183ページをお願いいたします。

8節報償費に学校評議員及び外部評価委員の報償並びに各種研修会の講師謝金を、11節印刷製本費にははじめ防止リーフレットや家庭教育10カ条カレンダーの作成費、それから13節には教職員のストレスチェックの委託料、19節には各種負担金や教育振興会への補助金を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

六郷高等学校が創立70周年を迎えるに当たり、実行委員会が組織され、記念事業が予定されております。その事業を契機として同校のコミュニティスクールの取り組みが、さらに前進するよう補助するものでございます。

次は、3目教育助成費でございますが、学力向上対策事業、官学連携事業、子どもの感性・創造力を育成するための事業などの経費を各節に計上してございます。7節には特別な配慮を要する子供を支援する生活支援員19名分、それから英語教育指導助手1名分の賃金を計上してございます。11節消耗品費には新聞活用教育推進事業に係る新聞代を、13節には遠距離通学対策と校外活動の円滑な実施、こども園の園児の登降園と園外活動のためスクールバス、夏期15台・冬期17台分の運行委託費を計上してございます。下段のほうに参ります。19節にはタイ王国ノンタブリー県との中学生交流事業への参加者補助金を、20節には要保護・準要保護児童生徒167名分の就学援助費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

21節でございますが、奨学資金貸付金は継続16名分、新規22名分を計上してございます。

続きます、2項小学校費でございます。小学校に係る予算でございます、児童数は798名で

ございます。

1目は3小学校の学校保健と施設の維持管理、教育環境整備に要するものでございます。

188・189ページ下段をお願いいたします。

15節には千畑小学校及び六郷小学校のトイレ洋式化の改修工事費などを計上したほか、次のページをお願いいたします。3小学校において無線LANアクセスポイントを整備し、次の18節備品購入費でございますが、電子黒板や実物投影機などの機材を導入するなど、児童の良好な学習環境の維持向上に努めてまいります。

次、2目教育振興費でございますが、学習及び学校行事に係る経費を計上してございます。大小島真木氏から千畑小学校に壁画を描いていただく経費も、この目に計上してございます。また、19節に各種大会への派遣費補助を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費でございますが、この項は中学校に係る予算でございます。生徒数は472名でございます。

1目は中学校の学校保健と施設の維持管理、教育環境整備に要するものでございまして、1節には学校医等の報酬を計上してございます。

次のページをお願いいたします。195ページ中段になります。

15節でございます。無線LANアクセスポイントの整備経費を計上してございます。また、18節備品購入費でございますが、タブレット型のパソコンや電子黒板等導入して学習環境の向上に努めてまいります。

次、2目教育振興費でございますけれども、学習や学校行事に係る経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

19節でございますけれども、各種大会派遣費補助金などを計上してございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の4項1目社会教育総務費でございますが、このページから201ページ中段まででございます。

ここでは家庭教育の充実、子育てに関する講座の開催、わくわくスクールや学校支援コーディネーター業務、いきいき大学の開校及び芸術文化活動事業など各種講座や学習に必要な経費を計上してございますが、中でもタイ王国との文化交流の一環としてタイの食文化講座を開催し、異文化に対する理解を深めてまいります。また、学友館特別展として連携企業でございます日本航空株式会社の特別協力により、仮称ではございますが、「空と飛行機の世界展」を開催するほか、

昨年県の有形民俗文化財に指定されました、わら細工と手仕事への関心や技術の継承に関心を持っていただくことを目的に民芸展の開催も予定してございます。その経費を199ページ中段の委託料等に計上してございます。

また、平成29年度の社会教育事業の参加総数は約8,800人と推計してございます。

200ページをお願いいたします。

2目図書館費でございますが、203ページ上段まででございます。図書館運営に係る経費が主なものでございまして、読書推進事業として手づくり絵本教室の開催、ブックスタート事業として乳幼児と保護者の触れ合う機会を増やすため、絵本をプレゼントする経費を計上してございます。また、14節では図書システムの更新に伴う経費が大きなものでございます。

202ページ・203ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございますが、205ページまででございます。歳入でもご説明いたしました、圃場整備事業畑屋中央地区の整備に伴う本調査が大きなものでございますが、昨年土器が発見された鎧ヶ崎地区南側にも規模を広げ、発掘調査を継続してまいります。ほかは町指定文化財等の適正な維持保存に要する経費が主なものでございます。

204ページ・205ページをお願いいたします。

次の4目社会教育施設費でございますが、209ページ上段まででございます。ここでは、公民館や学友館及びふれあい館など各社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

その中でも大きなものは、207ページ、15節工事請負費で各施設順次利用者に配慮して和式トイレを洋式化に改修しておりますが、今回は北ふれあい館、学友館を改修予定でございます。

208ページ・209ページをお願いいたします。

18節公民館ホール用備品でございますが、机、椅子等が購入後20年以上経過し、劣化やふぐあいが著しいため更新をお願いするものでございます。

下の段、5項1目保健体育総務費でございますが、213ページの上段までです。

ここでの主なものは、生涯スポーツ推進に係る経費でございまして、次のページ、13節では各種スポーツ大会の開催を町体育協会へ、同じく各種スポーツ教室の開催を総合型スポーツクラブへ委託予定でございます。また、昨年タイ王国バドミントン協会と事前合宿の協定を締結したことから、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウンとしての機運醸成を図るため、7月開催予定の秋田バドミントンマスターズ国際大会への応援サポーターの動員やタイナショナルチームの合宿等を通じて町民との国際交流を推進してまいります。19節では各種スポーツ団体等への活動支援を継続するほか、213ページ、19節一番下でございまして、秋田県自転車競

技連盟主催で「自転車で地域づくり」をキーワードに、ラベンダー園の周辺で開催されますサイクルチャレンジカップ美郷を支援してまいります。

212ページ・213ページ、2目保健体育施設費でございますが、217ページ中段まででございます。

総合体育館リリオスをはじめとする各地区の体育館、野球場、武道館等の社会体育関連施設24施設の維持管理及び指定管理に関する経費でございますが、13節の施設管理委託料は宿泊交流館ワクアスを含む3施設の指定管理委託料が大きなものがございます。15節の工事請負費でございますが、スポーツ施設を安全で快適にご利用いただくため、計画的に長寿命化工事を実施しておりますが、今年度は総合体育館リリオスの屋上等防水工事が大きなものがございます。また、5行目の宿泊交流館トレーニング室設置工事でございますが、健康維持や体力強化のため、宿泊交流館のワクアスのアリーナ用具庫を改修し、トレーニング室を設置するものがございます。また、217ページ上段でございますが、総合体育館リリオス前に施設のイベント情報や町の情報をリアルタイムに表示できる電光掲示板を整備いたします。18節では総合体育館リリオスでの高度な合宿等に活用するためバドミントンコートマットの購入、宿泊交流館ワクアスに整備いたしますトレーニング用備品の購入が主なものがございます。

なお、29年度の社会体育事業の参加総数は約1万7,800人と推計してございます。

10款の説明は、以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 続きますが、3目学校給食費でございますが、北及び南学校給食センターの運営と管理に関する経費でございます。北学校給食センターの提供食数は576食、南学校給食センターの提供食数は849食を見込んでございます。

218・219ページ中段をお願いいたします。

18節備品購入費でございますが、更新計画に基づく二重食缶の購入費、それと検食を保存する冷蔵庫の更新費用を計上してございます。

10款は、以上でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、7節から次のページ16節まで農地等の災害復旧に対応するための予算を計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生に備え、初動調査に必要な経費を計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きますが、12款1項公債費でございますが、1目は起債償還の元金分を計上してございます。内訳でございますが、繰り上げ償還分の2億1,460万円も含んでご

ございます。

2目は起債償還の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

13款1項1目基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、寄附見込み分と利子分の積み立てを計上してございます。財政調整基金及び減債基金につきましては、利子分の積み立てを計上してございます。

続きまして、14款予備費でございますが、昨年度との比較で1,000万円の増の2,000万円を計上してございます。その理由といたしましては、平成29年度の予備費の執行状況でございますが、2月末日現在で39件、2,153万9,000円となっております。

内訳といたしましては、災害関連が17件で673万円、施設設備の故障等への対応が14件で1,325万1,000円、その他松・杉並木からの落雪による損害賠償など予算計上がなく早急に対応したものが8件で155万8,000円となっております。老朽化が進む町有施設や設備の改修等に要する費用が多くなってきている状況でございます。迅速かつ的確な災害対応や町有施設の円滑な運営と維持管理などに資するため同額を計上するものでございます。

一般会計歳出の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第24号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第24号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険が抱える構造的な理由から県が財政運営の中心的な役割を担うこととなり、この4月からの運用開始となります。それに伴いまして、本年度予算については予算計上科目の変更と制度改革を反映したものとなっております。

概要を説明いたします。

まずは被保険者ですけれども、前年度当初の4,927人に対しまして平成30年度は4,750人を想定しております。また、その年齢層はますます高齢化・低所得といった構造的な問題もあり、軽減

対象者は増えるものと予想され、予算には人口減少に伴う被保険者の減少等が大きく反映されております。

次に、医療費でございますけれども、総額は減少するものと見込んでおります。高額医療として支出する保険給付費は1人当たり医療費が伸びていることから大きな減少は見込まれません。有病者の軽度と重症化の二極化が顕著にあらわれております。重症化する前に早期健診で早目の措置を推進するため、引き続き予防のためのセルフケアの展開を進めるよう保健事業を充実していきます。

3点目は、これまで保険給付費や国・県等の負担金、交付金などを見積もり、必要な被保険者の税負担を算出してきましたが、制度改正に伴いまして今後は県が統一的な運営方針とともにこれまでの医療費等を参酌しまして市町村ごとの標準保険料率と県に納入します事業費の金額を決定することになりました。美郷には平成30年度分としまして4億9,137万5,982円が示されております。

今回の改正点では、どちらかという行政側の仕組みを変えるということに主眼が置かれた改正でございます。住民、被保険者等の手続きが大きく変わるといったことはございません。

以上のことから、本年度の予算は、これまでの国、県からの補助金、交付金、負担金は県の予算となったことによる収入減のほか、歳出では医療費の適正化を図るという目標に立ちまして、歳出では保険給付費として支払われる費用は前年度当初予算比で2%減を見込んでおります。また、事業費納付金として国税に求める割合が減少したことから、結果、前年度当初予算比6億4,971万5,000円、22%減として計上しております。

内容について、説明いたします。242・243ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

1款1項国民健康保険税の1目一般、それから2目退職者分ですが、制度改正により県が示した標準保険料率と事業費納付金の保険税分3億9,117万円を基本に予算を組み立てて計上しております。結果、次の244ページの上段の県の欄になりますが、国民健康保険税は対前年度当初比1億2,272万1,000円少ない3億9,234万2,000円として計上しております。

税率につきましては、本算定までの間に特に被保険者の減少、それから保険給付費の支出や前年度からの繰越金の状況、それから所得の状況、収納率など不確定な要素の整理が必要でございますので、事業費納付金額を現行税率で納入可能かどうかの判断をした上で改めて検討したいと思っております。

次の244・245ページをお開きください。

中段、2款1項は督促手数料分を計上しております。

3款1項国庫負担金は、医療費の動向を根拠として負担されてきましたが、平成30年度分は過年度分の精算分受け入れのための存置計上でございます。

3款2項国庫補助金は災害臨時特例補助金分の存置計上でございます。

次の246・247ページをお開きください。

4款1項県負担金も過年度分の精算分を受け入れるための存置計上でございます。

4款2項県補助金でございますけれども、1目普通交付金は歳出の2款で保険給付費として支払う金額相当額が県から交付されますので、その分を見込み、計上しております。

2目特別交付金は、今後の保険事業展開あるいは保険事業などの実績によりまして交付されることとなりますので、存置しております。

3目は、福祉医療費として支出したため国からの交付金額が減額された分に対する県からの助成分2分の1分を計上しております。

4款3項財政安定化基金交付金ですが、万が一国保会計に財源不足が生じたときに県からの基金を繰り入れるための予算でございます。ないものとして存置計上しております。

248・249ページをごらんください。

5款1項財産運用収入ですけれども、基金の利子見込みを計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金ですが、一般会計から法定内として繰り入れする分でございます。1節と2節の保険基盤安定繰入金、それから5節の財政安定化支援事業繰入金は保険者の財政基盤の安定を図るため保険税を軽減した分、それから低所得者層の割合による支援分として繰り入れする分でございます。保険給付費の総額を減額と見込んでいることから関係する制度上の費用も対前年度比減額と見込み、計上しております。3節は職員給与費分、4節は出産育児一時金分の一般会計からの繰入金でございます。

250・251ページをお願いします。

7款1項は前年度からの繰越金を1億と見込み、計上しております。

8款1項は延滞金についての存置でございます。

2項は預金利子の見込み、3項の1目、それから次のページの2目の第三者納付金は交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受け入れとして計上しております。

次の3目、4目は医療費等の返納を受け入れるための計上でございます。

5目の一般保険者指定公費は70歳から74歳に係る医療費の自己負担分を2割から1割に軽減した分に対する収入でございます。

以下は、廃款となっております。

続きまして、歳出予算を説明いたしますので、256・157ページをお開きください。

1款1項総務管理費、それから2項の徴税费、次のページの3項運営協議会費は国保事務を進めるための事務費でございます。

257ページ中ほどに、19節負担金補助及び交付金の欄の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、平成30年度から一部の事務が県へ移行するため増額として計上しております。

2款1項療養諸費、それから2項の高額療養費には高額分は増額を見込んでおりますが、被保険者数や医療費の現状から全体的に保険給付費は減額を見込み、計上しております。

次に260・261ページです。

3項移送費は存置です。

4項出産育児諸費は15人分を計上しております。

次の262・263ページ。

5項の葬祭費は50人分を見込んでおります。

3款は、県に納入する事業費納付金として、冒頭でお話しましたが平成30年分として示された4億9,137万5,982円に収納率を加味しまして、1項で医療給付費分、それから2項で後期高齢者支援金分、それから次の264ページの3項で介護納付金分について標準保険税率を参照しまして整理し、計上いたしました。

4項は共同事業に対する拠出金ですが、今後は県が事業主体になることにより廃止となりますが、退職者医療に係る分のみ該当者がいなくなるまでは継続となります。

5款は新たな国保制度に新設された財政安定化基金に対する拠出金で、国保財政が赤字になったときに交付金の原資とする予算でございます。存置としております。

266・267ページをごらんください。

6款1項は特定健康診査に係る費用を計上しております。健診の受診率61.5%、2,300人分を予算化しております。

2項は健康づくりのための啓発事業や予防のための健診事業、人間ドックに対する費用、それから次の268・269ページになりますけれども、糖尿病等の重症化予防に係る費用を予算計上しております。

7款は基金から生ずる利子分を計上しております。

8款公債費は一時借入れを行った場合の利子相当額を計上しております。

9款諸支出金は過年度分の還付金及び加算金について前年度並みで計上しております。

次の270ページ・271ページをお願いします。

中段、10款は前年度同額の予備費を計上しております。

以下、款を廃止しております。

以上でございます。本当初案は平成30年2月21日に開催しました国民健康保険運営協議会にお諮りし、了承をいただいているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第25号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第25号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書は277ページをお開きください。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億666万7,000円でございます。これは前年度比較0.9%の増でございます。

第2条の債務負担行為並びに第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条の一時借入金の借入額の最高額は5,000万円とするものです。

それでは、債務負担行為をご説明します。281ページをお開きください。

第2表債務負担行為ですが、下水道への加入促進を図るため水洗便所改造資金融資あっせん利子補給につきまして、期間を31年度から35年度までとし、限度額を19万6,000円とするもので、3件を想定しております。

続きまして、282ページをお開きください。

第3表地方債ですが、秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区事業で予定されている下水道法改定に伴う事業計画の見直し業務の町負担金として限度額を50万円、公共下水道事業債による建設改良事業について限度額を590万円、資本費平準化債は起債の償還財源とするもので限度額を2,980万円とし、それぞれ起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、286・287ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目受益者負担金で15戸分を見込んでおります。2節滞納繰越分は1戸分を見込んで

おります。

2款1項1目下水道使用料1節現年度分ですが、現加入戸数937戸を計上しております。2節滞納繰越分の滞納額の10%分を計上しております。

2款2項1目1節登録手数料は指定店の登録手数料で25件分を計上しております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債などの償還のために繰り入れするものでございます。

続きまして、288・289ページをお開きください。

4款1項から5款3項まではいずれも存置としておりますが、5款3項1目雑入のうち検定満期のメーター器スクラップ収入は1万円としたものです。

続きまして、290ページ・291ページをお開きください。

6款1項1目につきましては、先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続きまして、292・293ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員1名の人件費のほか下水道管理事業の推進に係る事務経費を計上しております。事業といたしまして、下水道加入促進を図るため、19節に水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金として3件分、下水道接続工事費補助金として10件分を計上しております。23節過誤納還付金につきましては、漏水等に関する減免時に対処する予算でございます。

続きまして、294・295ページをお開きください。

1款2項1目施設管理費は、公共下水道施設の良好な維持管理を図るための経費を計上しております。主なものとしまして、13節委託料ですが、真空ポンプの保守管理業務及び下水道法改正に伴う事業計画変更業務、15節に公共ますを新規に4カ所設置する工事費、18節備品購入費は電子メーター100基分の購入費、19節は下水道処理に係る負担金。

3項1目下水道整備事業費も流域下水道建設事業費の町負担金分です。

続きまして、296・297ページをお開きください。

2款1項の公債費は事業実施に伴う償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものです。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第26号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第26号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書は303ページをお開きください。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億2,527万2,000円でございます。前年度と比較し、5.5%の増でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円とするものです。

地方債をご説明いたします。307ページをお開きください。

第2表地方債ですが、農業集落排水事業債は建設改良事業の財源とするもので、限度額を1,080万円とするものです。資本費平準化債は起債の償還財源とするもので、限度額4,470万円とし、それぞれ起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

次に、312ページ・313ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項1目分担金は1件を計上しております。

2款1項1目1節使用料の現年度分でございます。現加入件数1,371件としまして使用実績に基づき計上しております。2節の滞納繰越分は滞納見込み額の13%を計上しております。

3款1項1目農業集落排水事業補助金の内訳は、処理施設の機能強化のための実施設計業務に係る国庫補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は事業債償還のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、314ページ・315ページをお開きください。

5款1項から6款3項までは存置としておりますが、6款3項1目は検定満期のメーター器のスクラップ収入を1万円として計上しております。

続きまして、316・317ページをお開きください。

7款1項は先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続きまして、318・319ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、職員 1 名の人件費のほか、集落排水処理事業の推進に係る事務経費を各節に計上してございます。13 節の調査委託料は千畑地区にある 3 施設の機能保全構想策定業務、19 節下水道接続工事費補助金は 2 件分を計上しております。13 節の過誤納還付金につきましては、漏水等に関する減免時に対処する予算でございます。

続きまして、320 ページ・321 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目施設管理費でございますが、町内 6 地区の集落排水施設の適正な維持管理のための経費を計上しております。各節の主なものですが、11 節では各施設の電気料金、ポンプ等機器の修繕を計上しております。13 節では後三年処理施設の機能強化実施設計業務のほか、施設の維持管理委託料、保守点検業務、汚泥処理委託料を計上しております。15 節には各施設の各種機器器具の更新経費及び公共ます設置接続工事 1 件分を計上しております。18 節の備品購入費でございますが、メーター器 100 個分の購入費、19 節は仙南 3 地区にある施設組合の運営費補助金を計上しております。

2 款 1 項 1 目 23 節では事業実施に伴う償還元金分を計上しております。

続きまして、322 ページ・323 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目 23 節では事業実施に伴う償還金利子と繰りかえ運用利子。

3 款 1 項 1 目には予備費としまして 200 万円を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第 26 号の説明が終わりました。

◎議案第 27 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第 5、議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。ページは 327 ページからとなります。

まず、概要でございます。

後期高齢者医療の財源につきましては、約半分を国庫負担金などの公費、約 4 割を現役世代からの支援金、残りの 1 割を被保険者である後期高齢者の保険料として負担いただいております。保険料は 2 年ごとの保険料率の見直しを行うものとしております。本年度は、その見直しの年となっております。秋田県後期高齢者医療広域連合が推計しました今後の医療費等の動向によりま

すと県人口は引き続き減少を続けるものの団塊世代が被保険者となる2025年、75歳を迎えるまでは高齢者被保険者数は増加を続け、その後は県人口とともに減少に転じるものと推計されております。

また、1人当たり医療費は、この2年間で0.78%の増と見込んでおります。しかしながら、一般の診療報酬において薬価などの引き下げなどが決まり、おおむねマイナスの改定となったことから今後の保険料につきましては、現行料率を据え置くこととしました。

よって、本予算につきましても、それらを踏まえまして被保険者の増を加味し、1,900万円増の1億9,764万9,000円として予算計上しております。

歳入を説明しますので、334・335ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料について説明いたします。

保険料の算定の基礎となる数値は据え置かれましたので、所得割・均等割に変更はなく、被保険者数を4,100人と見込み、前年度より2,059万7,000円多い1億1,931万7,000円を見込んでおります。

2款1項手数料ですが、督促手数料で存置でございます。

3款1項一般会計繰入金として、徴収に要する事務経費と保険料の軽減分を補填するため一般会計から相当額を繰り入れることとなっております。被保険者の84%の方が何らかの軽減対象になると見込んでおります。

4款1項繰越金、それから次のページの5款1項延滞金、加算金及び過料は存置でございます。

5款2項の償還金及び還付金は遡及などに係る保険料の還付とそれに伴う加算金を計上しております。

5款3項は預金利子、5款4項は存置でございます。

歳入は、以上です。

続きまして、歳出を説明いたします。338・339ページをお開きください。

1款1項徴収費は納付書の印刷と送付など、徴収に係る経費を計上しております。

2款1項は後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。保険料、保険基盤安定繰入金などの合計額を納付いたします。

3款1項償還金及び還付金は遡及還付が発生したときの還付金と加算金分を計上しております。

4款1項予備費は存置でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第28号 平成30年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第28号 平成30年度美郷町水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書は341ページをお開きください。

業務の内容、予定量でございますが、給水戸数は3,700戸、年間配水量は142万立方メートル、1日平均配水量は3,890立方メートルでございます。

主な建設改良事業ですが、遠方監視システムの更新工事、導水管の切り回し工事、紫外線処理施設設置工事の設計業務としております。

第3条の収益的収入及び支出でございます。これは事業収益と事業費用から成り、水道供給等を主とする使用料収入と、その収入を得るためにかかる経費を記載してございます。事業収益につきましては、前年度と比較し、1,076万6,000円の増となっております。事業費用ですが、前年度と比較し、1,606万5,000円の増となっております。主な理由として、総係費と減価償却費が増加となったものでございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。342ページをお開きください。

資本的収入ですが、主なものとしまして建設工事に係る企業債と一般会計からの出資金でございます。資本的支出は先ほど説明した主要な建設改良事業と過去に実施した事業の際の企業債の償還金でございます。

第5条の企業債は今年度実施する建設改良事業に係るものにつきまして、限度額は1億2,590万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものです。

第6条一時借入金の限度額は2億円とし、第7条では職員の給与費に関する経費の流用は議会の議決が必要なこと、第8条は一般会計からの補助金額、いわゆる繰入金額の総額を記載しております。第9条にある棚卸資産とは、いわゆるメーター器のことで、その購入限度額を定めております。

346ページをお開きください。キャッシュフローの計算書でございます。この計算書により、当会計の現金の情報が記載されております。一番下の行、資金・期末残高、いわゆる平成30年度末

の現金の残高ですが、1億5,441万2,036円を見込んでおります。

続きまして、350ページをお開きください。平成30年度末の貸借対照表でございます。ここでは30年度末の財産をあらわしております。バランスシートとも呼ばれているものでございます。資産合計、負債合計、それから資本合計、いずれも二重線で記載しているところがございます。負債合計と資本合計の合算した金額は資産合計と合致するものでございます。

続きまして、353ページをお開きください。当会計における重要な会計方針を記載してございます。

続いて、354ページ・355ページをお開きください。水道事業会計予算、実施計画明細でございます。

収益的収入の部。

1款1項1目水道料金は3,700戸分でございます。

2項2目他会計補助金は一般会計からの繰入金です。

6目消費税及び地方消費税還付金は見込みにより、計上してございます。

続きまして、支出の部。町内の水道施設の適正な維持管理のための経費を計上しております。

356ページをお開きください。

4目総係費につきましては、水道供給に要する4名の人件費、事務経費、メーター検針委託料等を計上しております。職員は29年度の人事異動により企業会計事務に対応するため1名増員し、4名体制となっております。

5目減価償却費でございますが、これまで実施してきた工事等で取得した財産を評価し、減価償却費を算出し、そのうちの30年度分を計上しております。

3項1目過年度損益修正損は過誤納還付金として計上しております。漏水等に関する減免時に対処する予算でございます。

4項1目予備費は500万円としております。

次のページ、358・359ページをお開きください。

資本的収入の部でございます。30年度事業の財源とする水道事業債と一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、中段、資本的支出の部でございます。ここでは上水道の安全・安定した水の供給を維持するための改修事業費及び企業債の償還金を計上しております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第28号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月7日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後1時56分）

